

昭和十八年九月七日

前漢地方裁判所論

安堅三

勞政課長

今次一齊檢舉ニ係ル國民敍用令違反者中左記ニ該當スル被疑者八身柄留置、鑑定件送達相應處此照及通鑑候

記

(1) 出勤勧告ニ懸セサル毎年者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
　(2) 缺勤・延日敷九十日以上
　(3) 右(1)(2)ニ拘ハラス左ノ一ニ該當スルモノ
(4) 他工場等業場ニ於ケル高賃金ニ誘惑セテレ之ニ就勞シ居リテ引
　キ缺勤二週間以上ニ亘リタルモノ
回役付工又ハ等ニ重要ナル業務ニ從事スル工員ニシテ引
　キタルモノ
　(5) 疾用工場ノ居住寮ヨリ逃亡シ又ハ居住ニテ轉居スル等所在ヲ晦シ
　タルモノ
　(6) 同様又ハ部下ヲ煽動シテ缺勤セシノタルモノ或ハ缺勤中自己ノ犯
　シタル端坐、詐欺、鬭争、暴喝等刑法犯キ伴クモノ等情狀時ニ惡
　質ナルモノ

微用寒		施工場微用工具數及出勤報告書送數		(八月三十日現在)							
合		理研		中岳飛行機		太田製作所		新規員		譯員	
許		前橋製作所		小泉製作所		一七六		三〇九七		譯員	
四 百 五 四		一 一 七 一		二 二 五 二		一 七 六		三 〇 九 七		譯員	
七 六 七 八		四 三 八		三 七 〇		一 三 八		三 一 九 八		譯員	
三 八 三 七 九		七 三 二		一 八 八 二		一 三 八 四 三		一 五 〇 一		譯員	
三 八 五 三		四 二		五 六		二 二 五 四		一 〇 二 八		譯員	
一 四 八 九		二 四		六		一 一 二 六		一 〇 七 〇		譯員	
二 三 六 四		一 八		五 〇							

13 徵用工の実態 |

昭和18年(1943)

長期の欠勤が続く徴用工具を国民徴用令違反として検挙又は出勤勧告をしたことを示す文書。中島飛行機太田製作所だけでも 1,501 人が対象となっています。欠勤が増えた背景として、徴用工具の待遇へはいりよの配慮不足や会社側の問題点などが指摘されています。

群馬県行政文書「参考綴(工場労務調査綴)
(A0384A0G 1758 3-3)